



(仮称)
まちづくりに係る総合的な条例
意見交換会

意見交換会の流れ

- | | |
|-------------|---|
| 19:00-19:05 | 1. はじめの挨拶 |
| 19:05-19:25 | 2. 本条例に関する全体概要説明 |
| 19:25-20:40 | 3. テーマ別意見交換会
【テーマ1】まちづくりプラットフォームについて
【テーマ2】認定まちづくり協議会等への支援について
【テーマ3】その他 |
| 20:40-20:45 | 4. 事務連絡・閉会 |

《 説明会に関するお願い 》

- ・ 携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにご設定をお願いいたします。
- ・ 説明会の記録作成のため、後方からの写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承ください。

本条例に関する全体概要

まず、まちづくりに係る総合的な条例とは何か？
についてご説明します。

「まちづくりに係る総合的な条例」って？

まちづくりの将来像を実現するために、
台東区が定めるまちづくりのルールです。

○区、区民、事業者など多様な主体それぞれが
まちづくりに関して 果たすべき役割を示します。

○まちづくり活動※を定義※して、
その活動を支援する 仕組みやルールを定めます。

○地域特性に応じた適切な土地利用、市街地環境向上
の仕組みやルールの枠組みを定めます。

※「まちづくり活動」

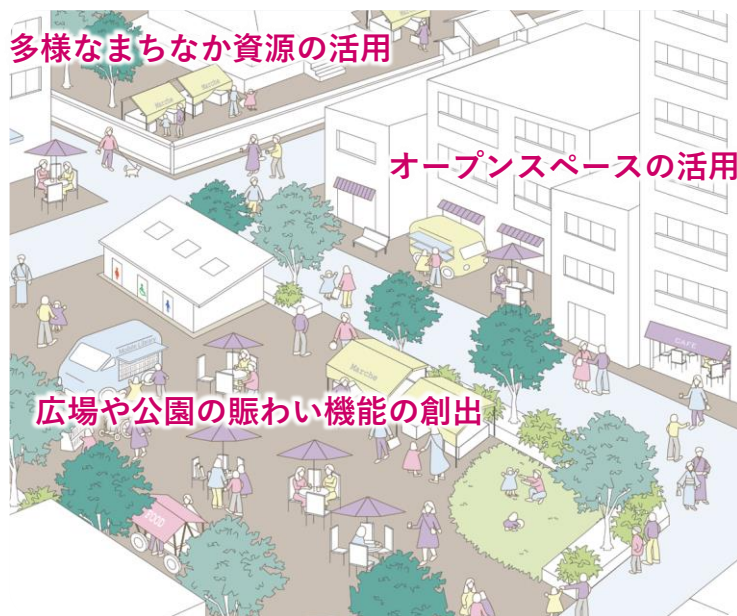
⇒まちの魅力と価値の向上を目的として実施する活動

※「定義」 ⇒具体的な内容や基準を明確にすること

なぜ条例が必要なの？

⇒ 民間主導のまちづくりのための環境整備をするために

- ・近年、まちづくりの担い手として、多様な主体の参画が必要になっています。
- ・公共空間も、作る時代から使う時代に変わってきています。
- ・このため行政の役割としては、民間主導のまちづくりのための環境整備が求められています。



区民等の
小さなアクションが、
長期的なまちの変化や
魅力あるまちづくりに
つながることが期待できます！

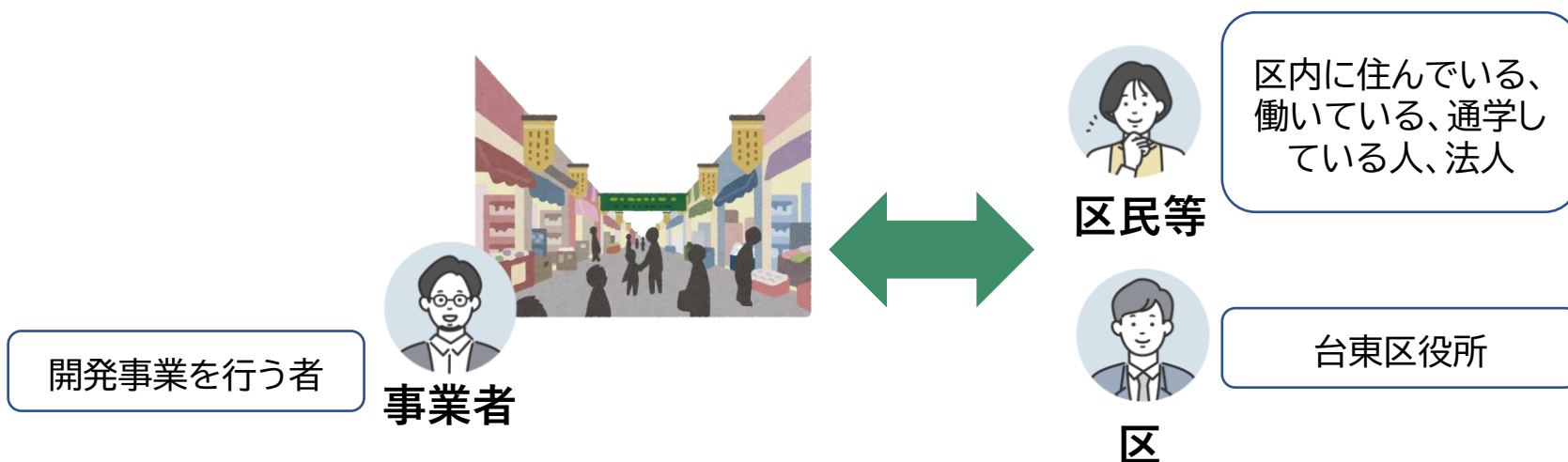


なぜ条例が必要なの？

⇒ 適切な土地利用を形成するために

・まちの魅力と価値を向上させるまちづくりを進めるためには、多様な主体が活動する空間づくりも重要です。

・そのためには、建物を建てる際の規制や基準だけでなく、まちの将来像実現に向けて適切な土地利用を形成するためのルールの枠組みが必要です。



本条例に関する全体概要

ここからは、条例の構成に沿ってご説明します。

※以降の内容は、あくまでも現時点の素案であり、
今後変更する可能性があります。

本条例の構成

1 総則（目的、まちづくりの基本理念、責務）

2 まちづくりプラットフォーム

3 多様な主体によるまちづくり

4 まちづくり審議会

5 まちづくり活動の促進

6 適切な土地利用の形成

1 総則

目的

この条例は、区、区民等、事業者のまちづくりに関する責務を明らかにするとともに、誰もがまちづくりに参画できる環境づくり及び地域特性に応じた市街地形成を図る方策を講じることにより、台東区基本構想に即した台東区都市計画マスタープランに掲げる将来像の実現に寄与することを目的とする。

まちづくりの基本理念

まちづくりを進めるために、多様なまちづくり活動により地域コミュニティの形成や地域の魅力向上を図り、各地域の特色及び資源を活かしながら、地域特性に応じた土地利用の誘導・市街地環境の向上を推進する。区民等(商工業者等を含む)及び事業者と区の相互理解・信頼・協力の下、まちに新たな価値を創出し、持続可能な都市の構築に取り組む。

1 総則

責務



区

- 区役所は、区民や事業者の皆さんがまちづくりに参加しやすくなるように、皆さんの活動をしっかり支援します。事業者の皆さんにはこの条例に基づいてアドバイスします。この条例の目的を達成するために、国や他の自治体と協力します。



区民
等

- 区民の皆さんがまちづくりの中心となって、その役割を理解し、積極的に参加しなければなりません。また、台東区の将来の姿を理解し、区役所や事業者と協力して、その実現に向けて一緒に取り組みます。



事業者

- 事業者の皆さんも、台東区の将来像を理解し、その実現へ積極的に協力しなければなりません。大きな開発を行う時は、計画を区に報告し、近隣住民にも早めに情報を伝え、理解と協力を得るよう努力してください。

2 まちづくりプラットフォーム

目的・意義

区は、地域ニーズに応じた幅広い活動の促進やまちづくり団体間連携等による相乗効果創出のため、まちづくり活動の拠り所となる機能としての「まちづくりプラットフォーム」を設置します。

役割・機能

- まちづくり活動に関する相談窓口
- 区からまちづくり活動を行う団体への情報共有
- 地域で行われているまちづくり活動の情報発信
- 地域まちづくり団体間の交流や共創の機会創出 など

2 まちづくりプラットフォーム

まちづくり活動の拠り所(プラットフォーム)をつくります。

相談窓口

情報共有

情報発信

交流・共創の機会



3 多様な主体によるまちづくり

地域まちづくり団体の登録・認定制度

- まちづくりを目的に活動する団体が、区に登録もしくは区から認定を受けられる仕組みを作ります。
- これにより、それぞれの団体の活動目的を区が受け止めることになり、それぞれの活動に対して必要な支援を行うことが出来るようになります。



※現在、台東区には、まちづくりを目的に活動する団体を位置付ける、条例などのルールはありません。

3 多様な主体によるまちづくり

登録まちづくり活動グループ

みんなで
「まちづくり」を
進めていこう！



■定義(検討中)

まちづくり活動に関する勉強や活動をしたい人たちのグループ
(まちづくり相談員派遣の対象)

■登録

登録申請書や活動計画書を区に提出

➡区は登録書類の申請を受け、活動目的・内容が条例の目的に即している
と認められる場合は、グループを登録することができる。

○登録のための審査項目(案)

・活動目的、構成員の人数や属性、活動の実効性・継続性・透明性、
公益性 等

3 多様な主体によるまちづくり

認定まちづくり協議会



■定義(検討中)

一定の要件を満たし区が認定した団体

■審査、認定

区は、まちづくり審議会に諮問し、この条例の目的に即している場合は、当該まちづくり協議会として認定することができる仕組みをつくります。

○認定のための審査項目(案)

・活動目的、構成員の人数や属性、活動の実効性・継続性・透明性、公益性、地域の代表としての適格性、組織の運営体制、活動区域等

3 多様な主体によるまちづくり

認定まちづくり協議会 ができること

まちづくり計画

区に提案できます

■作成・提案

活動区域内における、地域のまちづくりを推進することを目的とした、
まちづくり計画を作成し、区に提案する仕組みを検討しています。

まちの具体の将来像を
みんなで考えよう！

将来像を目指して
どのように進めるか
目標を立てよう♪



3 多様な主体によるまちづくり

認定まちづくり協議会 ができること

地域ルール

区が認定できます

■作成

活動区域内で守るべき自主的なルールとして「地域ルール」を作成し、区の認定を求めることができる仕組みを検討しています。

■審査、認定

区は、まちづくり審議会に諮問し、この条例の目的に即している場合は、当該地域ルールを認定することができる仕組みをつくります。

■運用

地域ルールは、認定まちづくり協議会がその運用及び普及に努め、年度ごとに区に活動報告を行うことを想定しています。

3 多様な主体によるまちづくり

例えば……

**まちの魅力を
活かしたい！**



**きっかけは、
色々なところにある！**

自分の住んでいる「まち」を見回せばいろいろな魅力や課題が見えてきます。何が？どんな所が？まずそこから話し合いを始めます。



**まちについて考えてみよう
活動の輪を広げよう**

**登録まちづくり
活動グループ**

分からないことがあれば、勉強会や、まち歩きをしてみると自分のまちへの理解が深まります。仲間を集め、まちづくりの関心を深めて、活動の輪を広げていきます。



認定まちづくり協議会

**まちづくり
計画原案**

**具体的にまちの
将来像を考えよう**

何が問題になっているのか？将来どんなまちにしたいのか？それを実現するためには何をやる？…などについて意見をまとめていきます。

**地域
ルール**

**まちづくりの
ルールを
つくろう**

意見を実現化するために地域住民や関係者と話し合いながら、具体のルールを作っていきます。



**つくった
計画・ルールを
運用しよう**



活動する人々が集い、交流し、情報が蓄積される相談窓口！

まちづくりプラットフォーム

4 まちづくり審議会

まちづくり審議会（仮称）

- 区は、区長の付属機関として本条例に定める地域まちづくりに関する審査機関として、まちづくり審議会(仮称)を設置します。
- 構成委員は、主にまちづくりの専門家、区内在住者等とする予定です。



5 まちづくり活動の促進

まちづくり活動の促進

まちづくりを目的とした活動に対して、まちづくりの担い手育成のほか、継続的かつ自立した地域のまちづくり活動の促進のため、区は必要な支援等を行います。

まちづくりカレッジ



区民等及び事業者のほか、様々なまちづくり団体等に対して、都市計画及びまちづくりに関する知識の普及・情報の提供を行います。

まちづくり相談員派遣



登録まちづくり活動グループが、地域主体のまちづくりに関する勉強やルール検討、事業立ち上げのために、まちづくりの専門家の派遣を行います。

5 まちづくり活動の促進

まちづくり活動の促進

認定まちづくり協議会活動費 補助制度



認定まちづくり協議会の運営に必要な事務費等や活動の事業費、専門家の助言を得るために利用可能な補助制度を設けます。

公開空地等の活用



登録まちづくり活動グループ、認定まちづくり協議会による、まちの魅力・価値の向上につながるようなまちづくり活動を促進するために、公開空地等の活用を含めた必要な方策を行います。

5 まちづくり活動の促進

地域まちづくり団体の登録・認定制度と支援等の関係

	まちづくり カレッジ	まちづくり プラット フォーム	公開空地等 利用	まちづくり 相談員派遣	活動費助成
認定まちづくり 協議会	○	○	○		○
登録まちづくり 活動グループ	○	○	○	○	
地域活動団体	○	○			
個人	○	○			

6 適切な土地利用の形成

台東区の将来像の実現に向けて適切な土地利用を形成するために、特に土地利用に対する影響の大きな開発について、区との協議及び地元への情報提供を義務付けることを検討しています。

建築計画についての区との協議

事業者が建築計画を変更可能な時期までに、都市計画及びまちづくりの観点から区と協議を行う仕組みを検討しています。

認定まちづくり協議会への情報提供

認定まちづくり協議会の活動区域における一定規模以上の建築には、事業者から認定まちづくり協議会に対して、建築計画の情報提供を義務付ける予定です。

6 適切な土地利用の形成

例えば・・・

一定規模以上の
建物を建てる時
は・・・



事業者

現行の都市計画法や建築
基準法では様々な用途・
機能の建物を建てられる
けど・・・



まちの将来像の実現に寄与できるか一緒に考えよう

建築計画の協議

地域への影響力が大きい一定規模以上の建築物については、まちの魅力や価値を向上させる協力をお願いします。



区民等



区

地域で決めたまちの将来像
を伝えたい！

区のまちづくりの方針を
知って欲しい！



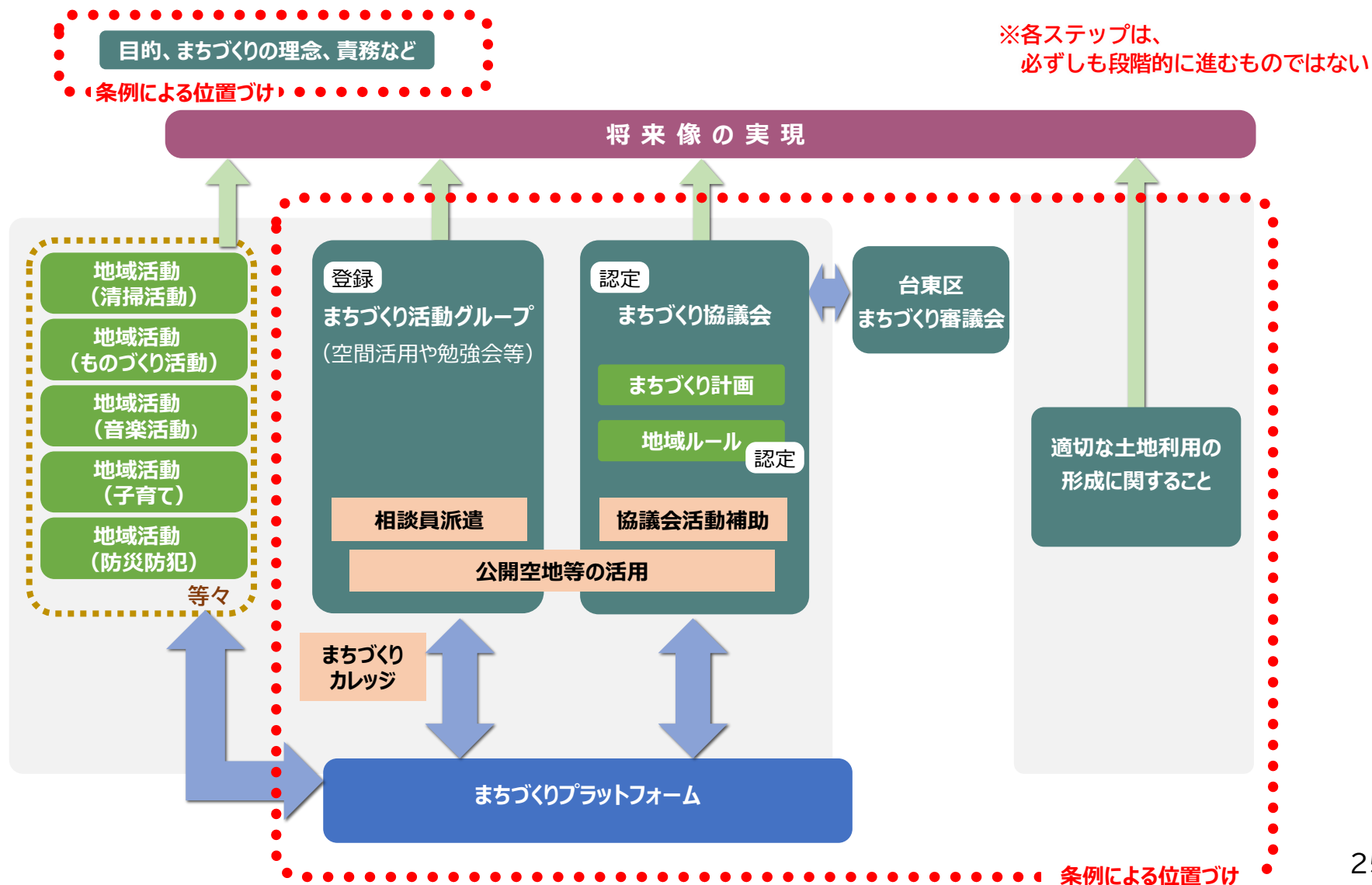
事業者

区への届け出や地域との協議
を義務付けます。



(仮称)まちづくりに係る総合的な条例

条例の概念図



(仮称)まちづくりに係る総合的な条例

条例の概念図

